### 様式第1(第4条関係)

岩倉市新規就農者育成総合対策経営開始資金申請追加資料

年 月 日

岩倉市長殿

申請者 住 所 氏 名

(生年月日: 年 月 日: 歳)

岩倉市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付要綱第4条の規定に基づき青年等 就農計画の承認(変更)を申請します。

なお、新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第314 2号農林水産事務次官依命通知)別記2第7の3の規定に基づき、本計画の内容を含め、本事業に係る情報が関係機関において共有されることに同意します。

また、実施要綱の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、実施要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを(保証人の署名を添えて)誓約します。

1	メールアドレス	
2	農業を始めようと思った理由	
3	「人・農地プラン」への位置付け等	
	在在力斗师长力が	□ 位置付けられている
	集落又は地域名等	□ 位置付けられる見込み
	□ 農地中間管理機構から農地を借りる	マけている
4	<b>本/1-40188 (47 24 88 14 7 27 7 7 7 7 7 7 8 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 </b>	
4	交付期間(経営開始資金) 	
	年 月 ~ 年	月

5	過去の研修等の経験(農業次世代人材表 期間)	设資事業(準備型)又は就農準備資金交付						
	年 月 日 ~ 年	月日						
6	その他							
	園芸施設共済等への加入 (園芸施設共済の引受対象となる施設 を所有する場合のみ)	<ul><li>□ 加入している又は加入予定</li><li>( 月)</li><li>□ 加入していない</li></ul>						
	生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 (例:生活保護制度、雇用保険制度 (失業手当)等)	□ 給付等を受けている						
	農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就 農者実践研修支援事業又は雇用就農者 実践研修支援事業による助成金の交付 又は経営継承・発展支援事業による補 助金の交付	□ 父付を受けている又は受けたこと						
•	前年の世帯全体の所得*1	万円						
•	前年の世帯全体の所得が600万円を超え 理由(超える場合のみ記入)	ているにもかかわらず資金交付が必要な						
	※本欄は市の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすへ 【所見】	ヾき切実な事情の有無(□有 □無)						
7	保証人*2							
	住 所							
	氏 名							
	住 所							
	氏 名							

#### 添付書類

別添1:収支計画 別添2:履歴書

別添3:離職票の原本(離職票の提示が可能な場合)

別添4:経営を開始した時期を証明する書類(農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等)

別添5:経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内である事を証明する書類 (過去の経歴を証明する書類(就業証明書、卒業証明書、住民票(遠隔地に住ん でいた場合)の写し等)

別添6:農地及び主要な農業機械及び施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械及び施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類

別添7:通帳の写し

別添8:前年の世帯全員の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)。この場合に おいて、前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確 保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付 すること。

別添9:身分を証明する書類(運転免許証、パスポート等の写し)

\*1 「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。

「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」。

\*2 保証人を立てる場合は記載する。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず保証人 を立てること。また、青年等就農計画等の変更申請で保証人に変更がない場合は記入 不要。

# 収支計画

\*既に農業経営を開始している場合は実績を記載

			経営開始								
			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目				
			<ul><li>年 月~</li><li>年 月)</li></ul>	( 年 月~ 年 月)	( 年 月~ 年 月)	<ul><li>年 月~</li><li>年 月)</li></ul>	( 年 月~ 年 月)				
	(作目)	経営規模	1 717	1 /1/	1 /1/	1 717	1 /1/				
		生産量									
		売上高 (円)									
農業		経営規模									
		生産量									
農業収入		売上高 (円)									
		経営規模									
		生産量									
		売上高 (円)									
	その他										
	経営開始資金 (円)					_	_				
収	入計(円)①(	資金を除く)									

				経営開始		
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		( 年 月~ 年 月)				
	原材料費	十 717	十 /1/	十 /1/	T 717	一 一
農業	減価償却費					
農業経営費	出荷販売経費					
	雇用労賃					
鬥						
	支 出 計 (円) ②					
	【参考】設備投資 (内容、金額)					
	所得計(円)①-②					

夫婦共同経営の場合はこれらの額の 1.5 倍。

# 履歴書

(ふりがな)			
住所	T000-000		
(ふりがな)			
連絡先	T000-000		
(ふりがな)		生 年 月 日   性別 電話	番号
氏 名		年月日 歳 1.男 2.女	

# 2 家族構成

氏 名	続柄	生年月日	住 所

# 3 学歴等

	年	月	学歴・職歴(各別に記入)			
履						
歴				年	月	免許・資格

 第
 号

 年
 月

 日

様

岩 倉 市 長

囙

#### 青年等就農計画等承認通知書

年 月 日付けの申請については、岩倉市新規就農者育成総合対策 経営開始資金交付要綱第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

- 1 交付対象期間等
  - (1) 交付対象期間

年 月 日から 年 月 日まで( 年間) ただし、農業経営を中止した場合、適切な農業経営を行っていない場合等には、資金の停止や返還が生じます。

(2) 交付対象期間の考え方

新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)に基づき、青年等就農計画等どおり経営開始をしていること及び交付要件を全て満たした時点を確認の上、交付対象期間を決定しました。

2 今後の事務手続

適切な時期に「資金交付申請書(様式第3)」、「資金交付請求書(様式第5)」及び「就農状況報告書(様式第9号)」を提出していただきますようお願いします。

#### 岩倉市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付申請書

年 月 日

岩倉市長殿

氏名

岩倉市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付要綱第5条の規定に基づき、経営 開始資金の交付を申請します。

交付期間		年	月	日	$\sim$		年	月	日
今回申請する資金の対象期間		年	月	日	$\sim$		年	月	日
前年の世帯所得 <sup>※1</sup> 被災による資金の交付休止期間中の を除く額 <sup>※2</sup> を記載	)所得	(ア)							円
今年の交付金額 <sup>※3</sup> (150万円)		(1)							円
今回の交付申請額								円	
・生活費の確保を目的とした 給付等(例:生活保護制度 業手当)等) ・農の雇用事業、就職氷河期 研修支援事業若しくは雇用 事業による助成(農業法人 継承・発展支援事業による)	<ul><li>、雇用</li><li>間世代原</li><li>引就農利</li><li>等とし</li></ul>	用保険管 電用就具	制度 農者 研修	(失 実践 支援		·受けて ことが 受けて そこと	がある ていな	。 ないヌ	

- ※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が600万円以下であること。
- ※2 地方税法第 292 条第1項第 13 号に定める「合計所得金額」から、被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。
- ※3 夫婦で受給している場合、この額の 1.5 倍を記載すること。

#### 添付書類

- ・前年の世帯全体の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に 交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等)。この場合において、前年の世 帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で 提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付すること。
- ・農地及び主要な農業機械及び施設の一覧並びに契約書等の写し※
- ※2回目以降の申請については、前回からの変更がない場合は添付を要しない。

第 号 年 月 日

印

様

岩 倉 市 長

岩倉市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付決定通知書

年 月 日付けで交付の申請のあった経営開始資金について、下記のと おり交付決定しましたので通知します。

記

1 事 業 名 新規就農者育成総合対策

2 補助金の種類 経営開始資金

3 交付決定額 金 円

# 様式第5(第8条関係)

# 岩倉市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付請求書

年 月 日

岩 倉 市 長 殿

申請者 住 所 氏 名

年 月 日付け第 号で交付決定がありました経営開始資金について、下記のとおり請求します。

記

1 交付決定額 金

円

# 2 資金の振込口座

金融機関店舗名等						車 信用組合 労働金庫 信用農業協同組合連合会					店・所					出張所		
店舗舗					金融機関コード													
名等		預金	金・貯	庁金の種類	普通預金・当座預金 口座都			口座番号										
	郵	便	局	記号				(当座) 番号										
口座     (ふりがな)       名義人     氏     名				·	·			•						•				

中止届

年 月 日

岩 倉 市 長 殿

氏名

経営開始資金の受給を中止しますので、岩倉市新規就農者育成総合対策経営開始 資金交付要綱第9条第1項の規定に基づき届け出ます。

中止日	年	月	日		
中止の理由					

# 休止届

年 月 日

岩 倉 市 長 殿

氏名

経営開始資金の受給を休止しますので、岩倉市新規就農者育成総合対策経営開始 資金交付要綱第9条第2項の規定に基づき届け出ます。

休止予定期間	年	月	日	~	年	月	日
休止の理由							
	年	,	月	日			
再開に向けた	年	,	月	日			
スケジュール	年	,	月	日			
	年	,	月	日			

### 添付書類

- ・母子手帳の写し (妊娠・出産により休止する場合)
- ・被災証明等被災が確認できる書類(災害により休止する場合)

# 経営再開届

年 月 日

岩 倉 市 長 殿

氏名

就農を再開しますので、岩倉市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付要綱第9条第3項の規定に基づき届け出ます。

休止期間	年	月	日	~		年	月	日
経営再開日			年	月	日			
交付残期間	年	月	日	~		年	月	日

# 就農状況報告書(独立・自営就農) 経営開始 年目・交付開始 年目 (○~○月分)

年 月 日

岩倉市長殿

氏名

岩倉市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付要綱第10条第1項の規定に基づき就農状況報告を提出します。

1. 独立・自営就農(予定)時期(どちらかにチェックする。(就農準備資金の交付を受けた者は必須。経営開始資金のみの交付対象者の場合は記載不要。))

既に就農している	年	月	日就農
まだ就農していない ※	年	月就	農予定

※まだ就農していない場合は、以下の欄は記入不要

2. 営農実績報告

作物•	部門名	作付ī	面積(	a) · 飼養頭数等		
	· 計·					
農営成付者	氏名	:	年齢	交付対象者・交 付対象者との続 柄 (法人経営にあっ ては役職)	年間の 農業従事 日数**	担当業務
・				本人		
雇用労働	  力			(人・目*)		

<sup>※1</sup>日の農業従事時間を8時間で換算

#### 3. 経営規模の報告

<u>3. 胜呂祝快(/)</u>							
	区分				面積(a)		
	所有地						
経営耕地	————————————————————————————————————	人地					
	内訳 (平成30年度以前に 承認を受けた交付対 象者のみ記入)		親族から				
			第三者から				
	<i>ll</i> □	作業内容			実績		
特定作業受託	作目			作業	受託面積等	生産量	
77亿十未又配							
作目		作業内容			実績 (作業受託面積等)		
作業受託							
	単純計						
	換算後						

※ 「特定作業受託」欄には、作目別に、主な基幹作業を受託する農地(申請者が当該農地に係 る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を 引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。)の作業受託面積等、生産量を 記載すること。

「作業受託」欄には、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について記載す ること。作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託 面積:作業数」により換算した面積を記載すること。

4. 前年の世帯全体の所得(資金含む。)\*1

※経営開始資金の交付期間中の者のみ記入

Ti-	П
ノノー	乛

<u> </u>
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要
な理由(超える場合のみ記入)

	-	<i>欄は市の記入欄</i> 費確保の観点から支持 見】	受対象とすべき切	実な事情	の有無(口有	□無)
5.	. 農業経行	営基盤強化準備金(※	。 )(どちらかにチ	エックす	-る。)	
	j	積み立てている				
	:	 積み立てていない				
	強化準値 損金に領	、経営所得安定対策等の 備金」として積み立てた: 算入できる制度。	場合、この積立額に			
6. Г	・地域の	サポート体制について   専属担当者(経営・技術		(農資金)	- 専属担当者(	農地)
	氏名又は 職名	NAISSI (ALL JAN)			77/241	, (X > C)
<u> </u>		'	トについて			
	いて(ど	象期間における都道所 ちらかにチェックする 別記2の第7の2 (12)	, , )			
		参加した				
		参加しなかった				
	(「参加し	<i>、</i> た」にチェックした:	 場合は以下も記載	はする。)		
	参加した	二回数	旦	]		
	交流会(対象	の内容 者、実施内容など)				

8. 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について (どちらかにチェックする。)

加入している
加入していない

(「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。)

加入している農業共済等の名称	

9. 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

(青年等就農計画並びに別紙様式第1別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策及びその取組状況を記載する。)

2 - D () THE D ( D II C   H II - ) ( ) ( ) ( )		
計画達成に 向けた課題	改善策 (課題解決に向けた改善策 を具体的に記入)	改善策の取組状況等 (改善策の取組状況、結果 及び課題の解決状況を具体 的に記入)

#### 添付書類

- 別添 1.作業日誌の写し(夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況(作業日、作業内容、作業時間)が分かるよう作成すること)\*2
  - 2. 経営開始資金交付対象者は、決算書\*3及び確定申告時の青色申告決算書(白色申告者は、収支内訳書)の写し(7月の報告の際のみ添付する。) 準備資金交付対象者は、確定申告時の青色申告決算書(白色申告者は、収支内訳書)の写し
  - 3. 通帳及び帳簿の写し\*4
  - 4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類 \* 4

(変更がない場合、2回目以降の報告の際は既に提出している農地の権利 設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借り ていることが確認できる書類は省略することが出来る。)

- 5. 農業経営改善計画又は青年等就農計画認定書の写し\*5
- 6. 前年の世帯全体の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付\*3
- \*1 7月の報告の際のみ記入する。
- \*2 就農準備資金研修終了後については、就農後、交付期間の 1.5 倍(別記2第5 の1の(2)なお書きにより海外研修を実施した場合は5年間)又は2年間のいずれか長い期間の報告の際に添付する。
- \*3 経営開始型の交付期間のみ添付する。

- \*4 親元就農した者が当該農業経営を継承する、当該農業経営を法人化して当該法人の経営者(親族との共同経営者になる場合を含む。)となる又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始する場合の、1回目の報告の際のみ添付する(就農届(別紙様式第14号)で既に提出した書類等から変更がない場合、省略することができる。)。
- \*5 就農準備資金の交付を受けた場合、認定後最初の報告のみ添付する。複数の新規就農者で法人を立ち上げる場合又は既存の法人に役員として加わる場合は、法人の定款等の確認できる書類の写しを添付する。

### 作業日誌(独立・自営就農)

交付終了後○年目 (○~○月分)

年 月 日

岩倉市長殿

氏名

岩倉市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付要綱第10条第2項の規定に基 づき作業日誌を提出します。

		作業内容		作業時間
月	週			
月	週			
月	週			
月	週			
月	週			
月	週			
月	週			
月	週			
月	週			
			合計	

#### 添付資料

- ・確定申告時の青色申告決算書(白色申告者は、収支内訳書)の写し(7月の報告の際 のみ添付する。)
- ・農地の一覧及び農地の権利設定の状況が確認できる書類(変更がある場合のみ添付す
- ※ 上記内容が記載された作業日誌を添付することで、作業日誌部分の記載を省略 することが可能。

# 住所等変更届

年 月 日

岩倉市長殿

氏名

岩倉市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付要綱第10条第3項の規定に 基づき届け出ます。

変更前	氏名
	住所
	電話番号
	その他 ( )
変更後	氏名
	住所
	電話番号
	その他(

添付書類:変更後の住所を証明する書類(運転免許所、パスポート等の写し)

# 就農中断届

年 月 日

岩倉市長殿

氏名

下記の理由により就農を中断しますので、岩倉市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付要綱第10条第4項の規定に基づき届け出ます。

記

就農中断 予定期間		年	月	日	~	年	月	日
中断の理由								
就農再開に向けた スケジュール	年	月	日					
	年	月	日					
	年	月	日					
	年	月	日					

# 就農再開届

年 月 日

岩倉市長殿

氏名

就農を中断しますので、岩倉市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付要綱第 10条第4項の規定に基づき届け出ます。

就農中断期間	年	月	日	~		年	月	日
就農再開日			年	月	日			
要就農継続残期間		就農再	開日	~		年	月	日

### 離農届

年 月 日

岩倉市長殿

氏名

下記の理由により離農したので、岩倉市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付 要綱第10条第5項の規定に基づき届け出ます。

記

離農日	年	月	日
離農理由			

### 添付書類

- ・独立・自営就農者が独立・自営就農を中止又は離農した場合は、農業を廃業したことが確認できる書類(廃業届、経営資産の売却日の証明書、生産物の最終出荷日がわかる伝票等)
- ・雇用就農者が離農した場合は、退職したことが確認できる書類(離職票、雇用保険受 給資格者証、退職証明書、社会保険資格喪失証明書等)

# 返還免除申請書

年 月 日

岩倉市長殿

氏名

岩倉市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付要綱第12条の規定に基づき返 還免除申請書を提出します。

返還免除を		
申請する理由		